次代につなぐ

農地中間管理事業

地域農業を見直すのは“今”です

地域農業の目標とする姿

◎安心して任せられる認定農業者や農業法人などの「担い手」がいる。
◎担い手がまとまった農地を効率的に利用し、農業に専念できる。
◎地域ぐるみで、農地や農村環境を保全している。
◎耕作放棄地がなく、美しい農村風景がある。

令和2年12月

福井県農地中間管理機構（農地バンク）
（公益社団法人　ふくい農林水産支援センター）
〒910-0003　福井市松本3丁目16番10号
http://www.fukui-affsc.jp/management

農地中間管理事業のしくみ

はじめに…

- 農地中間管理事業は、農地の集積・集約化を積極的に進めるための支援策です。
- 地域の農業を守り、健全な状態で農地を次世代に引き継ぐために、地域が一体となって農地の集積・集約化を進めましょう。
- 対象となるのは、市街化区域以外の農用地です。
- 地域内で話し合い、農地利用の再編を進めましょう。
- 話し合いを進める際は、
  ①できるだけ多くの関係者で話し合い、地域全体で意識を共有してください。
  ②これまで地域農業を支えてきた農業者の意向も十分踏まえながら、将来を見据えて土地利用調整を行ってください。
  ③一旦、農地を集積した後も、最適な農地利用を目指して、繰り返し話し合いを行ってください。
- 農業の担い手がその地域に定着するためには、

  「担い手の経営努力」

  「良好な生産基盤の維持」

  「地域の協力体制」

  が必要です。

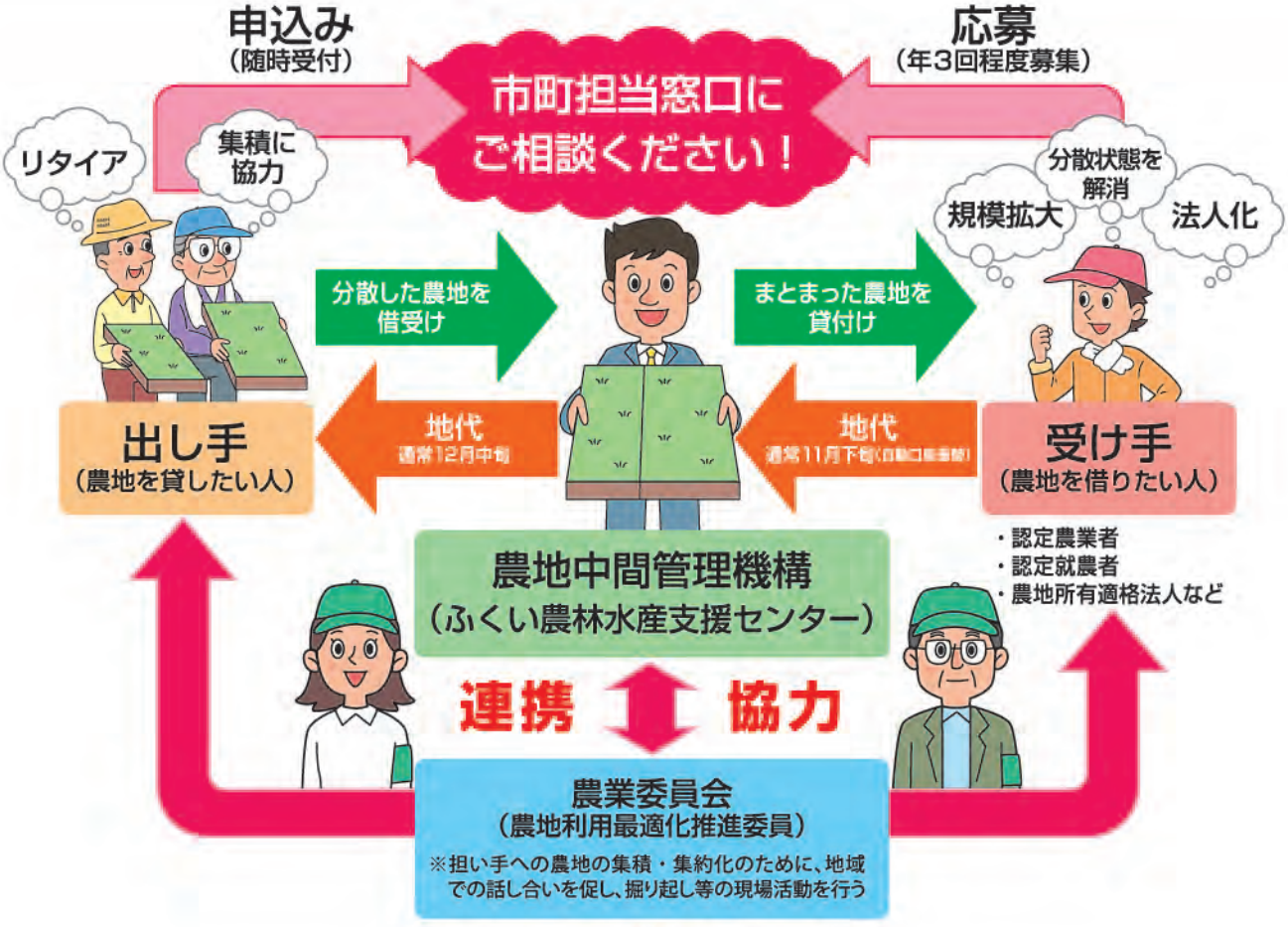

農地を貸したい人(出し手)は…

- ◇ 貸付希望者は、市町や農業公社等の担当窓口に相談してください。
- ◇ 農地として利用困難で受け手に貸付ける見込みが著しく低い農地は、借受けることができない場合もあります。
- ◇ 賃料等の諸条件は、地域の意見を踏まえ関係者と協議のうえで決定します。
- ◇ 貸付期間は、原則 10 年以上です。
- ◇ 農地の賃料(地代)収入が 15 万円を超える「出し手」の方には、マイナンバー制度に基づきマイナンバーの提供をお願いします。
- ◇ 貸付期間終了後は、「出し手」の希望に応じて、契約の継続または農地の返却となります。

農地を貸したい場合の流れ

1. 農地を貸したいことを申し出る
   所定の様式に必要事項を記載し、市町の担当窓口に提出してください。
2. 貸付ける期間や賃料等の諸条件について協議
3. 協議が整えば、機構と契約締結
   機構が作成する土地情報や利用権の設定条件を定めたものに、署名・捺印してください。
4. 所定の手続きを経て、機構への貸付けが完了(中間管理権の設定)
   農業委員会が農用地利用集積計画を決定し、市町が公告します。

農地を借りたい人(受け手)は…

- ◇ 借受希望者は、機構が行う受け手の公募に、市町が設定する区域ごとに応募してください。
- ◇ 応募された方については、名称等をホームページで公表します。
- ◇ 集落・地域の農地集積計画となる「人・農地プラン」で『今後の地域の中心となる経営体』に位置付けられていることが必要です。

農地を借りたい場合の流れ

1. 機構が公募する借受希望者に応募
   所定の様式に必要事項を記載し、市町の担当窓口に提出してください。
2. 応募者の中から受け手を選定
   機構の事業規定に基づき、機構が選定します。
3. 借受ける期間や賃料等の諸条件について協議
   借受ける期間は、原則 10 年以上です。
   賃料は、機構に一括して支払っていただき、機構から出し手に個別に支払います。
4. 協議が整えば、機構と契約締結
   機構が作成する土地情報や利用権の設定条件を定めたものに、署名・捺印してください。
5. 所定の手続きを経て、機構からの借受けが完了
   (受け手に利用権が移動)

農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理機構活用のメリット

① 農作業等の効率化
農地の集積集約化により、担い手はまとまった農地を耕作でき、農作業の効率がアップします。
また、賃料（地代）は、担い手が機構に一括して支払えば、機構が多数の出し手に支払います。

② 不安解消
一定期間、貸付けるまたは借受けることで、「出し手」・「受け手」とも将来の不安が解消されます。

③ 集積協力金
要件を満たす「離農者」や「地域」には、国から集積協力金が交付されます。(P4 参照)

④ 固定資産税の軽減
所有する全農地（10a 未満自作地は除く）を新たに、まとめて、10 年以上の期間で貸付けた方は、固定資産税が以下の期間中 1/2 に軽減されます。

①15年以上の期間で貸付けた場合には、**5年間**
②10年以上15年未満の期間で貸付けた場合には、**3年間**

⑤ 相続税・贈与税の納税猶予
農地等の相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合には、所定の手続きを行えば納税猶予が継続されます。
また、既に農地中間管理機構に貸付けている農地を相続する場合にも、納税猶予は適用されます。

⑥ 基盤整備が実施可能
耕作条件の悪いところは、必要に応じて基盤整備を実施することができます。
［※農地中間管理機構関連農地整備事業（P11 参照）等］

⑦ 活用実績で予算配分
農地中間管理事業の活用実績により、農林水産省所管事業の予算が優先配分されます。
［※農業機械や施設等の導入に対する助成、乾燥調整施設や集出荷貯蔵施設等の整備に対する助成 等］

事業活用にあたり、留意すること

① 地域のコミュニティーを守りましょう
農地の集積後は、「出し手」が農業に無関心になりやすく、これまで農業を通じて築かれてきた地域のコミュニティーが希薄化する恐れがあります。これまでどおり地域のコミュニティーを維持するためには、**農地の集積後も地域全体で農地や農村環境を保全する体制をつくることが重要です。**

［※小浜市では、本事業を契機として農業法人とは別に、非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立し、地域全体で農地や農村を守る取組みが広まっています。］

地域全体による保全活動

② 適正な地代にしましょう
農地を転貸した担い手が安定した農業経営ができるように、適正な地代に設定することが必要です。

機構集積協力金交付事業の概要（事業主体：市町）

1. 地域集積協力金

地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合、一定の要件を満たせば協力金が交付されます。

① 集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域が支援されます。

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分 1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0 万円 /10a
区分 2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6 万円 /10a
区分 3	70%超	30%超 50%以下	2.2 万円 /10a
区分 4		50%超	2.8 万円 /10a

■機構の活用率 $\left[\dfrac{\text{対象期間内の貸付面積－再貸付面積}}{\text{地域の農地面積－対象期間前の貸付面積}}\right]$

■交付要件

交付対象面積の 1 割以上が新たに担い手に集積される必要があります。

② 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域が支援されます。

	機構の活用率	交付単価
区分 1	40%超 70%以下	0.5 万円 /10a
区分 2	70%超	1.0 万円 /10a

2. 経営転換協力金

農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、経営転換する農業者・リタイアする農業者に対して一定の要件を満たせば協力金が交付されます。

〈交付要件〉

農地を 10 年以上機構に貸し付けること　等

	交付単価	上限額
令和 3 年度	1.5 万円 /10a	50 万円 /1 戸
令和 4・5 年度	1.0 万円 /10a	25 万円 /1 戸

注1　経営転換協力金は、3 年間で段階的に縮減・廃止。

注2　令和 4・5 年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

（注）地域集積協力金および経営転換協力金は予算の状況によっては地域および個人に交付できない場合があります。

※各種詳細な要件があるため詳しくは、市町の農政担当課にお問い合わせください。

事例の紹介

位置図

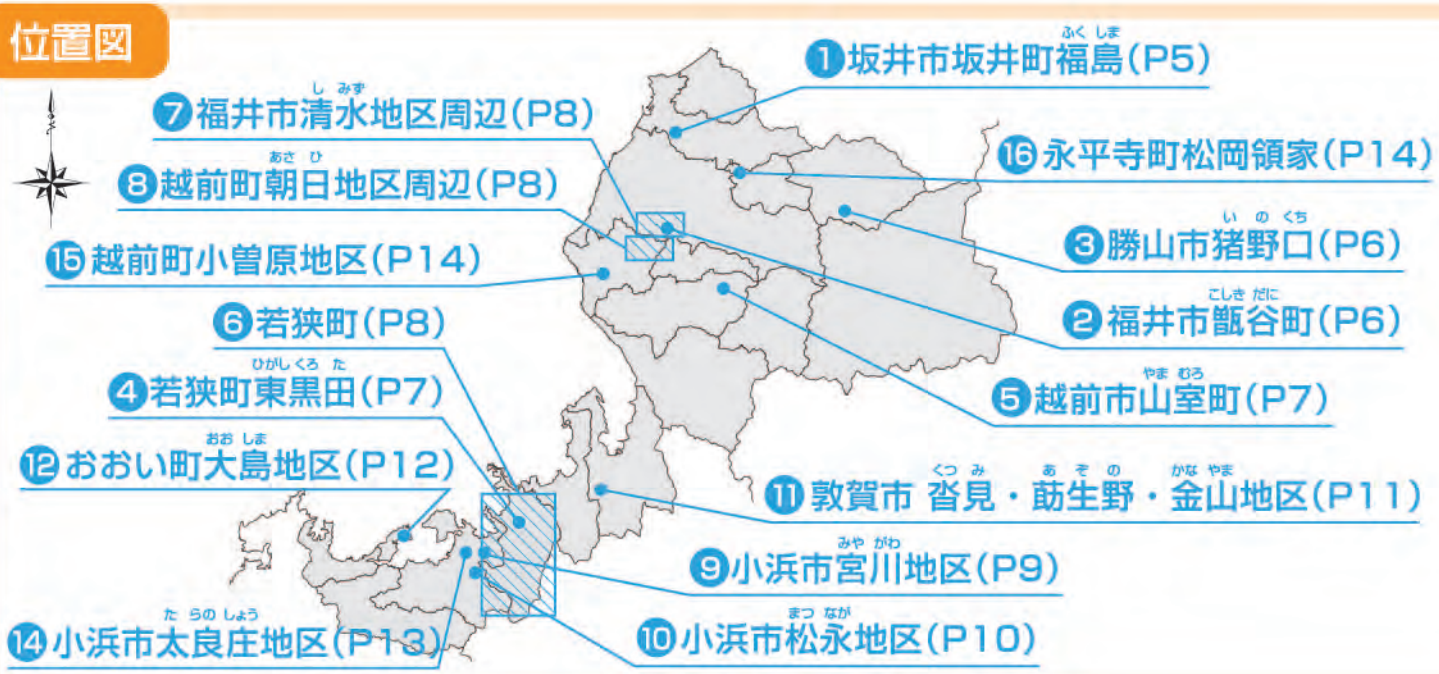

実施事例 Ⅰ ［ 地域内の経営体による規模拡大 ］

❶【坂井市坂井町福島】 <農地面積:64ha>

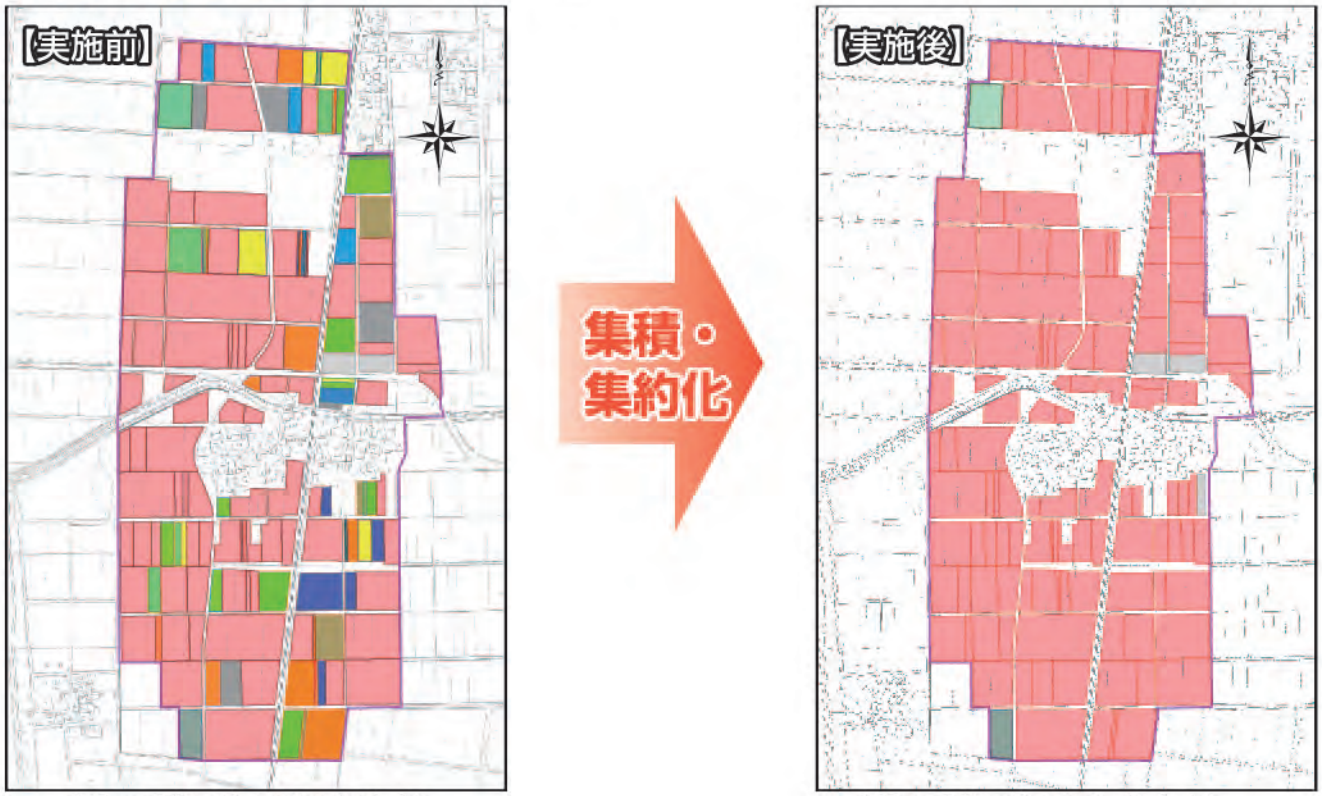

〔担い手利用率：60% (38ha)〕

〔担い手利用率：95% (61ha)〕

取組みのポイント

- ○ 地域内の認定農業者に、地域のほぼ全域の農地を集積
- ○ 耕作条件の悪い箇所は、農地耕作条件改善事業を活用して解消

実施事例 Ⅱ ［集落営農法人による規模拡大］

法人経営のメリット

設立によるメリット

- 経営管理の徹底
- 人材の育成、確保
- 経営継承の円滑化
- 融資制度および税制上の優遇措置
- 経営発展の可能性拡大

②【福井市甑谷町（こしきたに）】 ＜農地面積：45ha＞

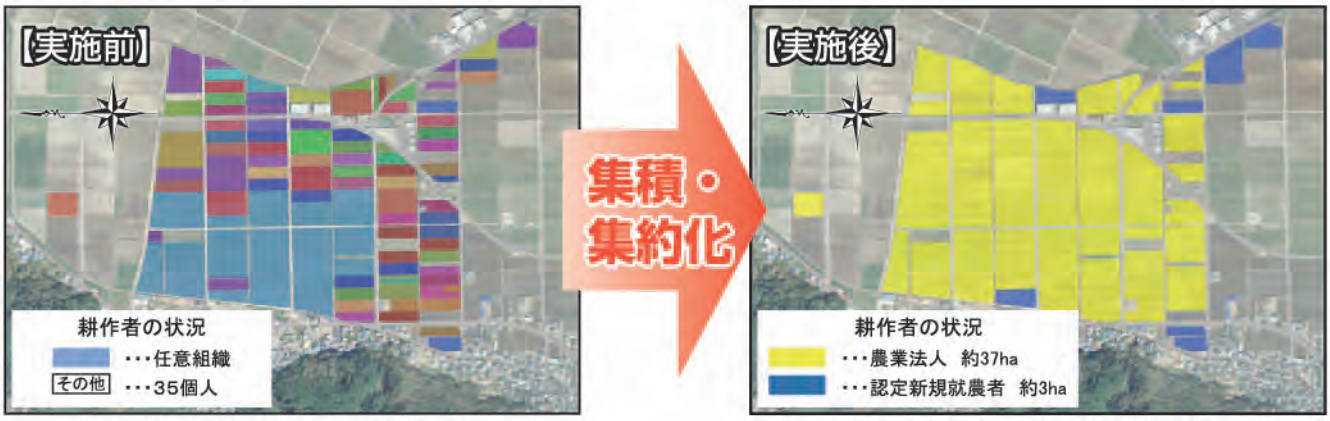

〔担い手利用率：43%（19ha）〕　〔担い手利用率：89%（40ha）〕

取組みのポイント

○ 既存の集落営農組織を法人化したうえで経営規模を拡大
○ 地域の約 9 割の農地を担い手（新法人 + 認定新規就農者）に集積

③【勝山市猪野口（いのくち）】 ＜農地面積：24ha＞

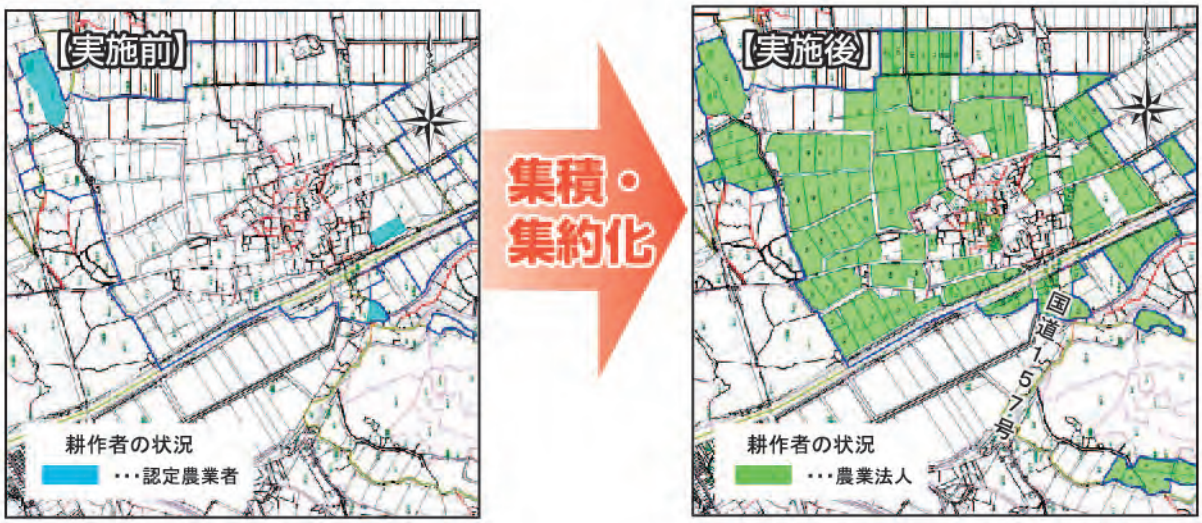

〔担い手利用率：4%（1ha）〕　〔担い手利用率：86%（21ha）〕

取組みのポイント

○ 地域の大部分が自作農であったが、新たに設立した農業法人に地域の 8 割超の農地を集積
○ 新法人が地域内労働力を活用して、水稲の他にサトイモやネギなどを併せた複合経営により所得確保を目指す

④【若狭町東黒田】＜農地面積：39ha＞

1. まとまった農地を借りることができ、規模拡大や農地の分散状態を解消

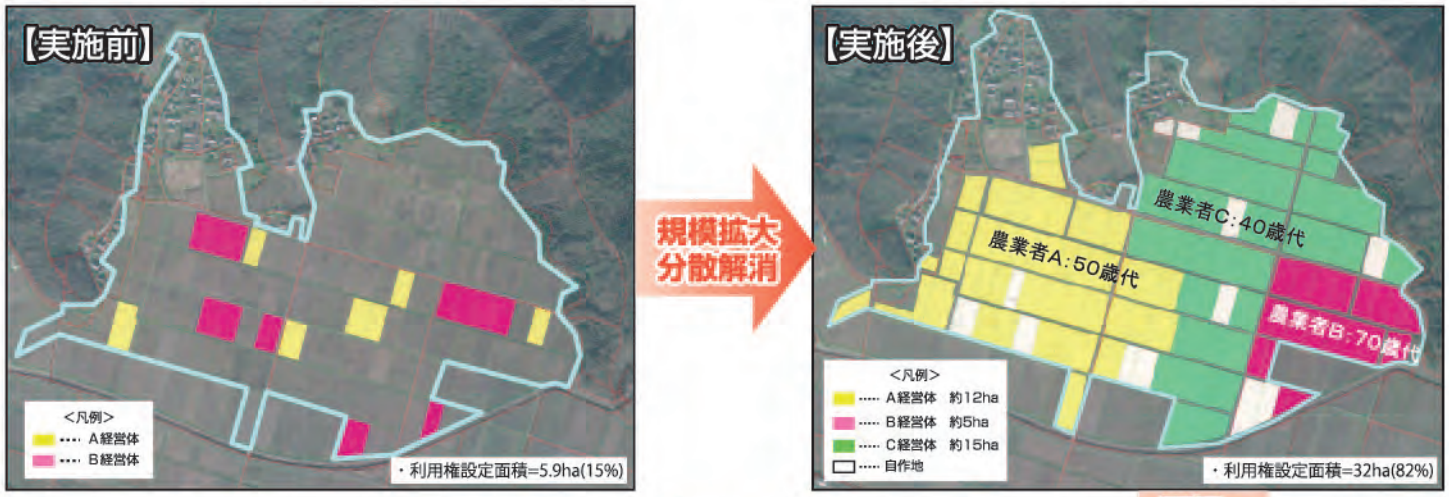

2. 段階的な再編・シャッフルにより理想的な農地利用の実現

再編・シャッフル

取組みのポイント

- ○町から委嘱された『農政推進委員』が調整役となって事業を推進
  ※農政推進委員とは…
  各集落に１名配置され任期は３年間
  地域事情に精通し、農地政策を知る人
  農地の利用調整、関係機関との連絡調整、契約事務　など
- ○地域内には担い手が不在で、地域外の担い手（3 経営体）とマッチング
- ○出し手は謙虚な姿勢で、農業施設等の保全管理に関する担い手との役割分担を明確化
  ※鳥獣害防止柵の共同管理など
- ○町のモデル地区として横展開の先導的地区

共同管理する鳥獣害防止柵

⑤【越前市山室町】＜農地面積：36ha＞

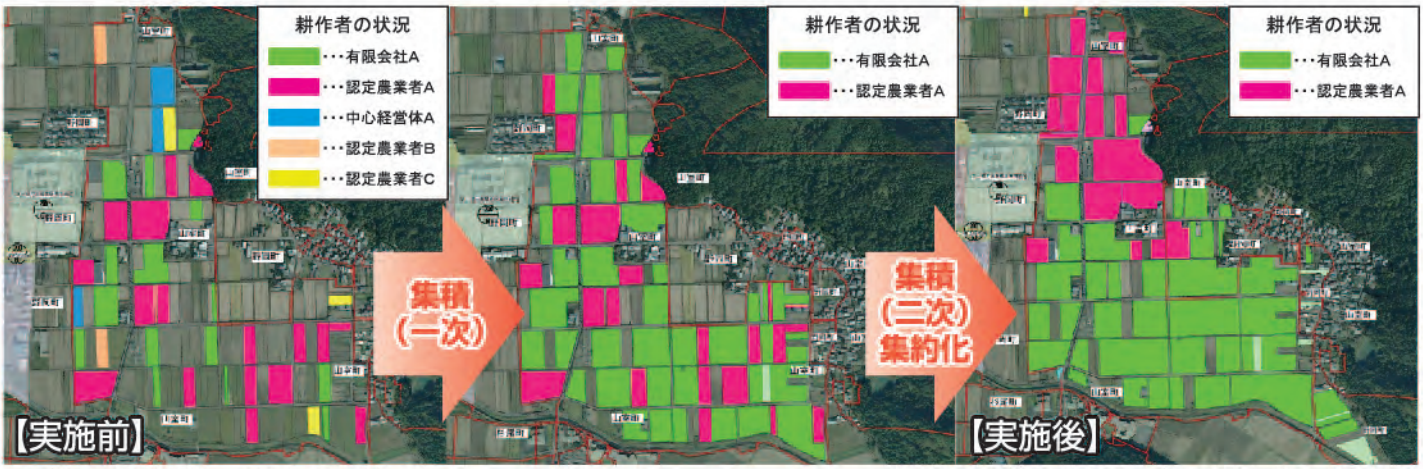

〔担い手利用率：13%（4ha）〕　〔担い手利用率：77%（27ha）〕

取組みのポイント

- ○担い手間の話し合いにより、本地域の中心となる担い手（有限会社＋認定農業者）に段階的に集積・集約化
- ○地域の約８割の農地を担い手に集積
- ○耕作条件の悪い農地については、耕作条件改善事業により暗渠排水等を整備

実施事例 Ⅳ ［横展開による事業拡大］

横展開の流れ

① モデル地区を先行実施

実際に見ることで
・刺激を受ける
・不信感が払拭される
⇒話し合いが前進

② 周辺集落への波及効果による事業拡大

③ さらなる拡大展開

⑥【若狭町】

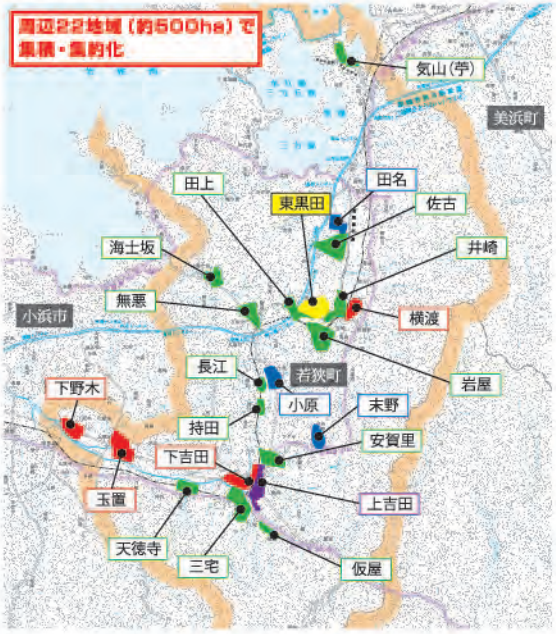

凡例
- ・・・モデル地区
- ・・・H27年度
- ・・・H28年度
- ・・・H29年度
- ・・・H30年度

地域名	農地面積（ha）	集積面積（ha）	集積率
東黒田	39	32	82%
田上	25	14	57%
岩屋	48	32	67%
井崎	39	32	83%
佐古	30	26	87%
気山（苧）	22	18	81%
海士坂	30	18	60%
無悪	35	25	72%
持田	12	7	58%
長江	23	15	65%
安賀里	44	36	83%
三宅	57	33	57%
仮屋	27	22	81%
天徳寺	28	26	92%
横渡	32	17	53%
下吉田	34	25	73%
玉置	56	27	48%
下野木	39	26	67%
末野	39	17	43%
小原	23	15	65%
田名	23	11	47%
上吉田	41	29	70%
22地域 計	746	503	67%

⑦【福井市清水（しみず）地区周辺】

凡例
- ・・・モデル地区
- ・・・H28年度

地域名	農地面積（ha）	集積面積（ha）	集積率
飯谷	45	40	89%
片山	68	38	56%
片粕	70	62	89%
和田	42	26	62%
大森	41	33	80%
島寺	69	41	56%
清水山	25	24	95%
南居	51	47	92%
8地域 計	411	311	76%

⑧【越前町朝日（あさひ）地区周辺】

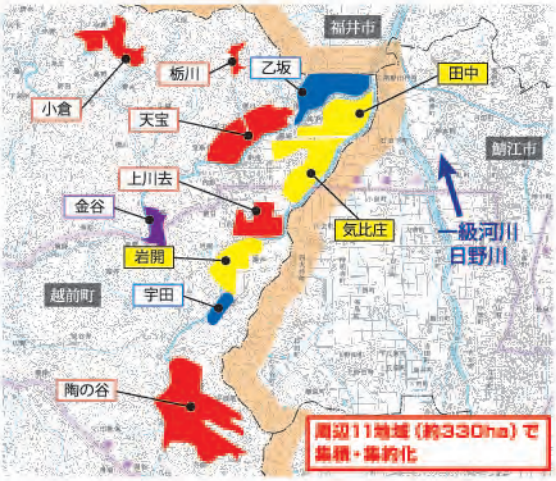

凡例
- ・・・モデル地区
- ・・・H28年度
- ・・・H29年度
- ・・・H30年度

地域名	農地面積（ha）	集積面積（ha）	集積率
田中	54	39	72%
気比庄	52	34	65%
岩開	32	27	84%
栃川	30	28	93%
天宝	21	18	87%
上川去	39	29	74%
小倉	38	17	45%
陶の谷	114	71	62%
宇田	31	17	54%
乙坂	57	49	85%
金谷	11	9	83%
11地域 計	479	338	70%

⑨【小浜市宮川（みやがわ）地区】＜農地面積：230ha＞

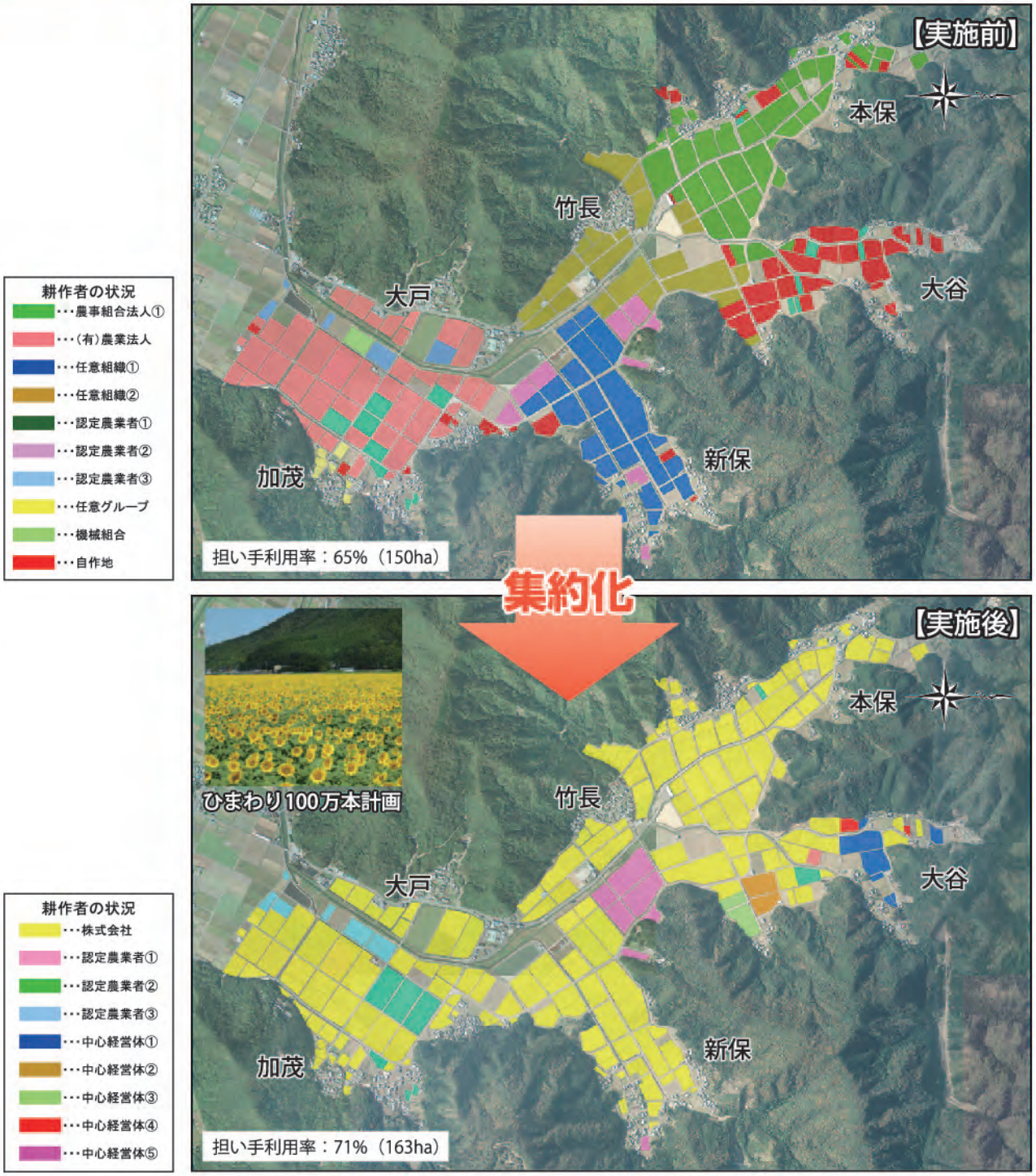

取組みのポイント

- ○ 機構事業の説明を契機に広域営農組織（メガファーム）の構築に向けた話し合いが加速
- ○ 既存 4 組織を再編し、嶺南初のメガファームを創設
  - 機構から借受けた農地面積　約 150ha
  - 社員は 30 ～ 50 歳代の若手が中心
  - 水稲の他に、ハウス園芸に取組む
  - イベント企画や観光農園（ひまわり畑）などにも積極的に取組む
- ○ 地域全体で農地を保全し、担い手の負担を軽減
  - ・非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立
  - ・地代の見直し　など

⑩【小浜市松永（まつなが）地区】＜農地面積：182ha＞

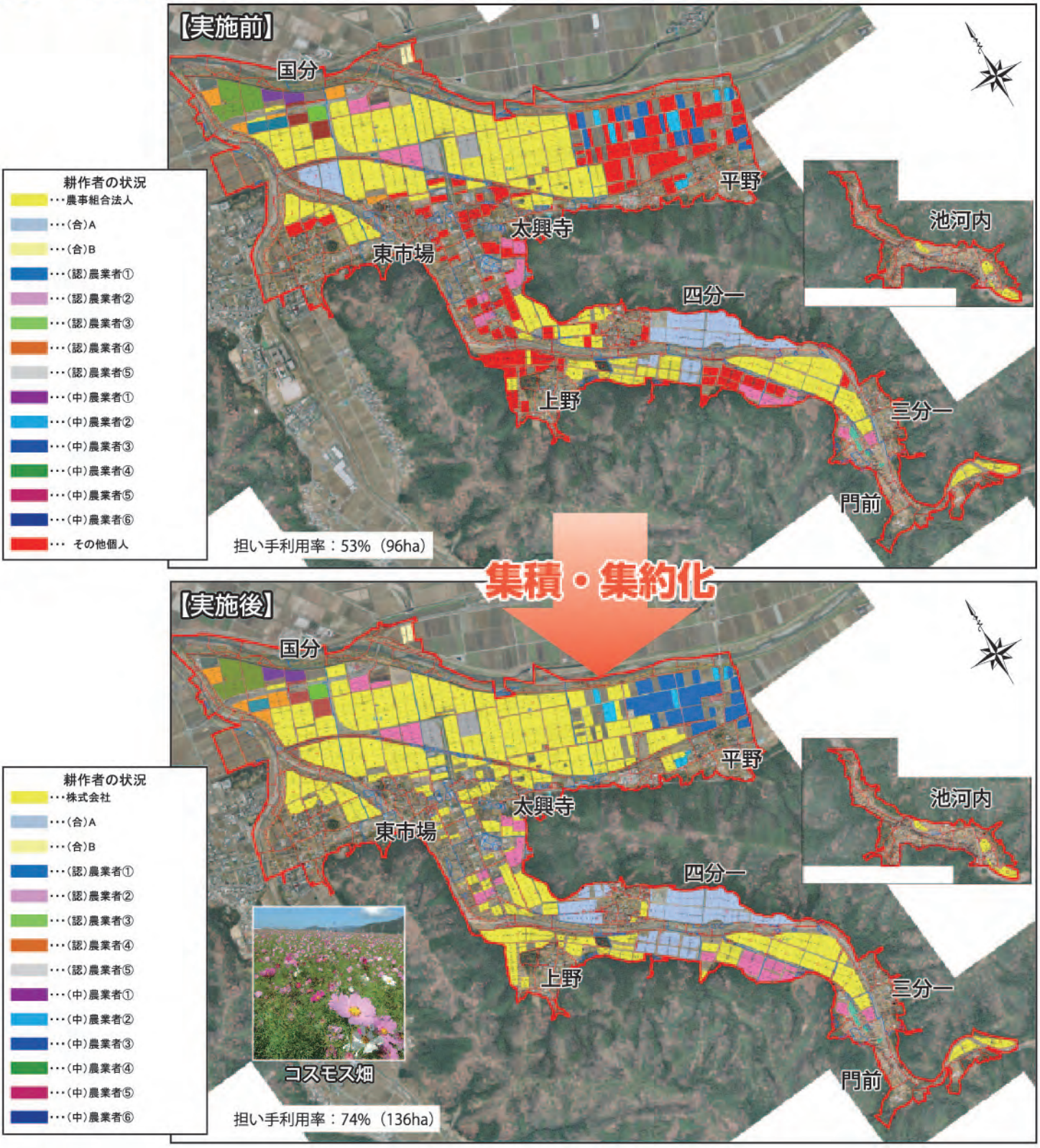

取組みのポイント

- ○ 地域の中心的担い手が調整役となって、集積・集約化による話し合いを牽引
- ○ 広域的な農地の集約化を図りながら、農事組合法人は約 100ha に経営規模を拡大し、株式会社化
- ○ 地域全体で農地を保全し、担い手の負担を軽減
  - ・非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立
  - ・地代の見直し　など

実施事例 Ⅵ ［土地改良事業との連携による集積・集約化］

⑪【敦賀市 沓見（くつみ）・莇生野（あその）・金山（かなやま）地区】＜農地面積：185ha＞

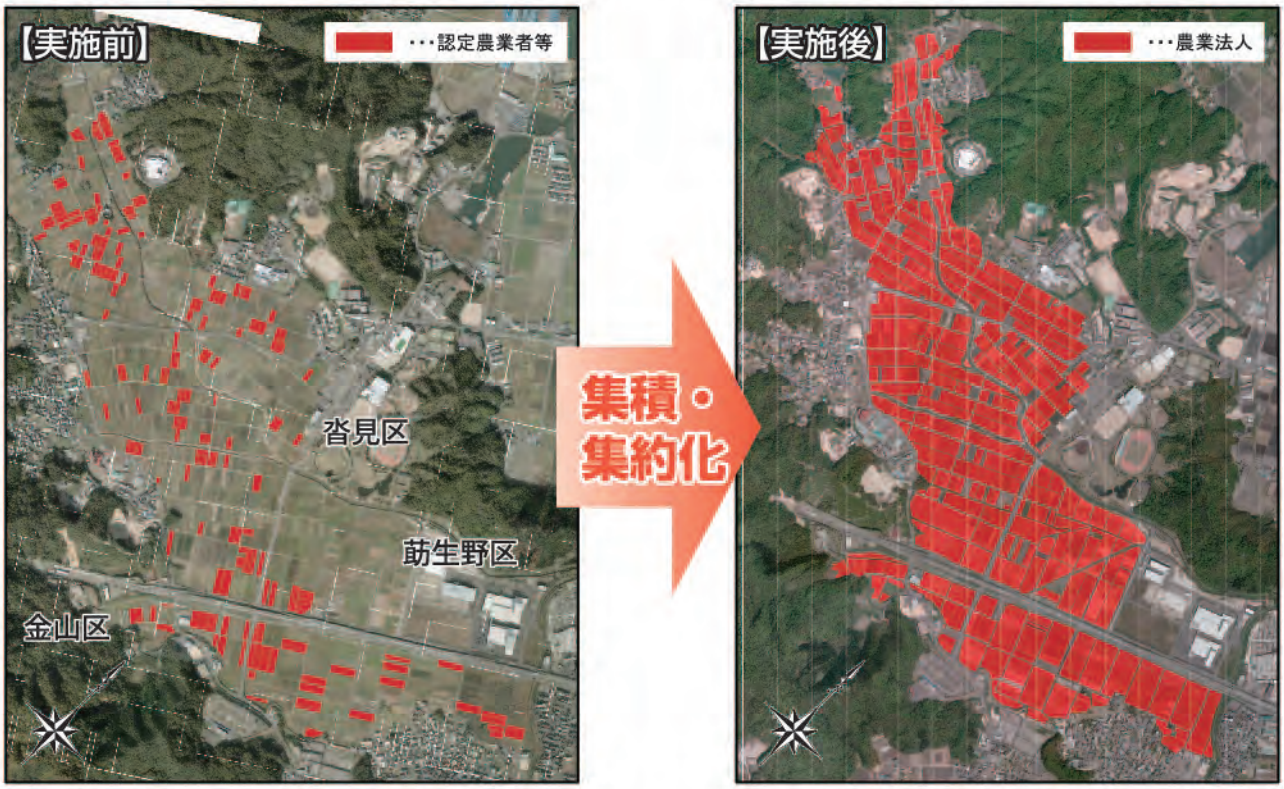

〔担い手利用率：80%（148ha）〕

取組みのポイント

○ 将来、実施予定の土地改良事業を契機に、土地改良区の役員等が中心となって出し手を掘り起こし、新たに設立した農業法人（株式会社）に地域の農地の約 8 割を集積

○ 地域全体で農地を保全し、担い手の負担を軽減
- 非農家を含めた地域住民全体で農地等の保全管理を行う一般社団法人を設立

農地整備事業により耕作条件を改善し、換地と併せて**農地中間管理事業**を活用することで、**担い手への農地の集積・集約化**を進めましょう。

●H29 土地改良法の改正による、基盤整備事業

【 農地中間管理機構関連農地整備事業 】

※農地中間管理機構が借入れている農地について、条件が合えば、県が事業主体となり、農業者の費用負担を求めずに実施できる事業

主な実施要件

①事業対象農地を全て機構に貸付けること
②事業対象農地の合計面積が 10ha 以上（中山間地は 5ha 以上）
③機構への貸付期間が 15 年以上
④事業実施後 5 年以内に、
1）事業対象農地の 8 割以上を集団化
2）事業対象農地の販売額を 2 割以上増加、または生産コストを 2 割以上削減

留意すべき点

①事業実施後、所有者自らの都合により機構への貸付けを解除した場合には、県や市町から特別徴収金を徴収されます。
②事業を実施した農地の転用は、機構への貸付期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
③県の取り扱いは農村整備部署へお問い合わせください。

実施事例 Ⅶ ［ 県外の農業法人の参入 ］

⑫【おおい町大島地区】＜農地面積：37ha＞

取組みのポイント

- ○ 町が京都府の大学および農業法人と締結した連携協定（地域振興、学術交流など）のもと、京都府の農業法人が本地域で新たに設立した農業法人に農地を集積
- ○ 水稲の他に、野菜や果樹を栽培する計画と併せて、観光果樹園、大学生のインターンシップの受け入れ先（農業体験の場）としても活用する計画

〔担い手利用率：0%⇒24%（9ha）〕

実施事例 Ⅷ ［ 坂井北部丘陵地（畑地帯）における企業参入 ］

⑬【坂井北部丘陵地】

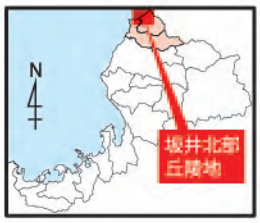

坂井北部丘陵地の概要

- ○ 県北部（あわら市・坂井市）にある約 1,000ha の丘陵地で県内最大の園芸産地
- ○ 北陸地方では、比較的雪が少なく、多種多様な品目の栽培が可能
- ○ 露地栽培、施設園芸などで農業参入する農業法人や企業が増加

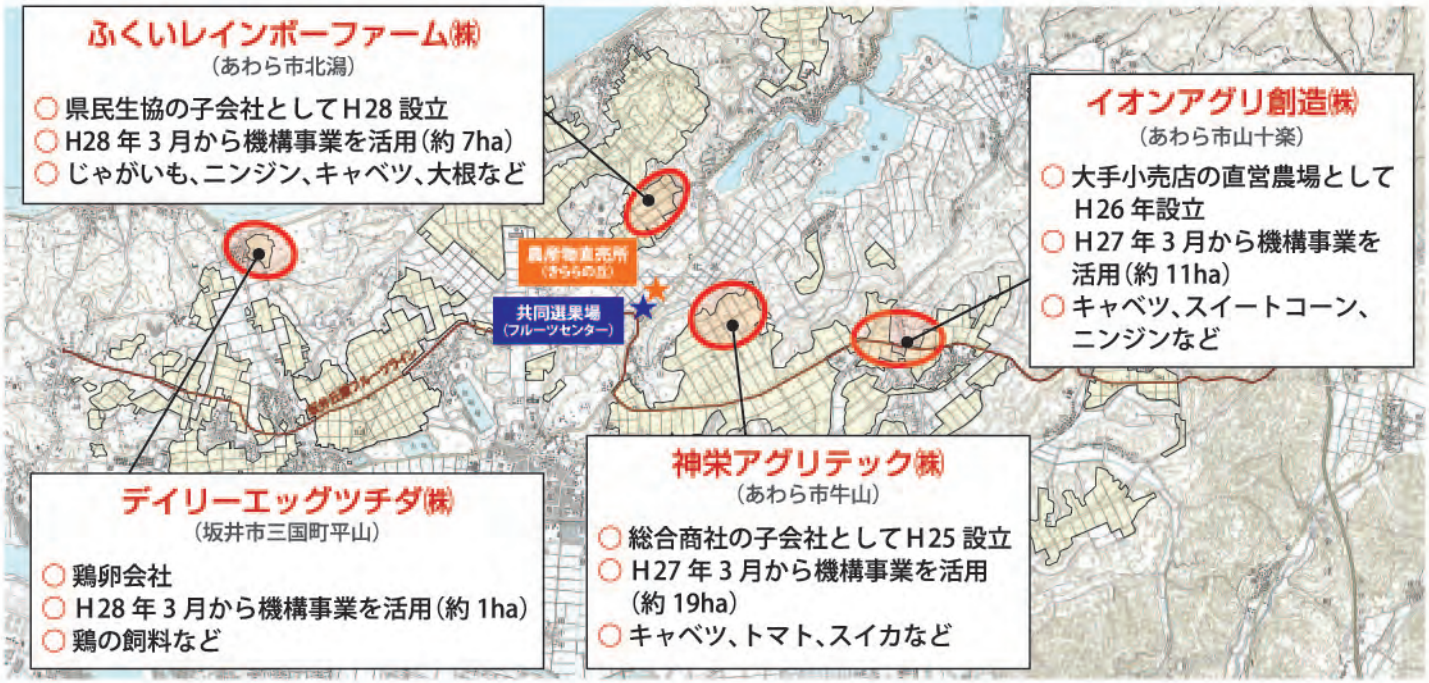

ふくいレインボーファーム㈱
（あわら市北潟）

- ○ 県民生協の子会社としてH28 設立
- ○ H28 年 3 月から機構事業を活用（約 7ha）
- ○ じゃがいも、ニンジン、キャベツ、大根など

イオンアグリ創造㈱
（あわら市山十楽）

- ○ 大手小売店の直営農場として H26 年設立
- ○ H27 年 3 月から機構事業を活用（約 11ha）
- ○ キャベツ、スイートコーン、ニンジンなど

デイリーエッグツチダ㈱
（坂井市三国町平山）

- ○ 鶏卵会社
- ○ H28 年 3 月から機構事業を活用（約 1ha）
- ○ 鶏の飼料など

神栄アグリテック㈱
（あわら市牛山）

- ○ 総合商社の子会社としてH25 設立
- ○ H27 年 3 月から機構事業を活用（約 19ha）
- ○ キャベツ、トマト、スイカなど

⑭【小浜市太良庄(たらのしょう)地区】＜農地面積：82ha＞

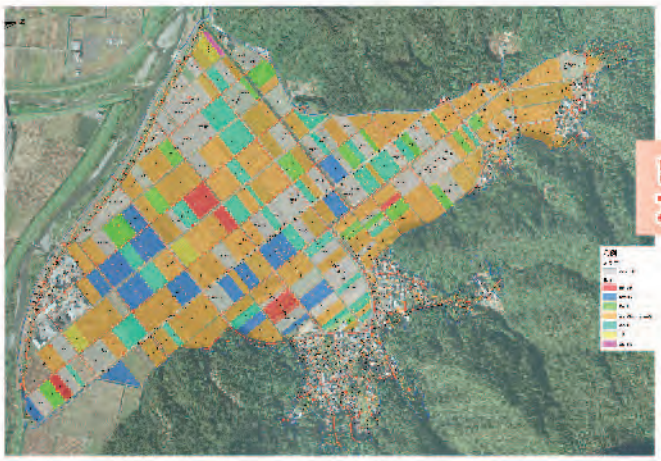

〔担い手利用率：68%（56ha 内 機構利用面積3ha）〕

まるっと方式導入

〔担い手利用率：82%（67ha）〕
未設定部分は相続手続き中等のため、今後一括して集約

「地域まるっと中間管理方式」とは？

地域まるっと中間管理方式：一般社団法人として設立し、営農部門と地域資源管理部門を担う方式

集落

受け手（担い手）／出し手／自作希望／出し手／受け手（担い手）

地域には、担い手、出し手、自作希望など様々な農家がいて、様々な想いがある

JA

支援

設立　加入

一般社団法人（担い手）

営農部門（一部直接経営を行う）
地域資源管理部門（農地の維持・管理等）

担い手／出し手／自作希望／出し手／担い手

担い手、自作希望の農家には、営農の効率化を考慮し、一般社団法人から特定農作業受委託を行う

担い手も自作希望の農家もみんな地域まるっと機構に農地を貸し出してください！

借受 → **農地中間管理機構** → 貸付

交付 ← 地域集積協力金

当方式のメリット

①担い手同士＆自作希望農家が共存（特定農作業受委託）（ゆるい共同体）
②中山間、多面的等の取り組みを一体的に運営できる（会計を区分して運営）
③設立が簡便
④地域集積協力金が非課税（非営利型法人にする必要がある）
（注意点）一般社団法人は認定農業者になる必要がある

実施事例 X ［ 中山間地の農地を守る取組 ］

⑮【越前町小曽原地区】＜農地面積：50.0ha＞

H30年度末　　R元年度末

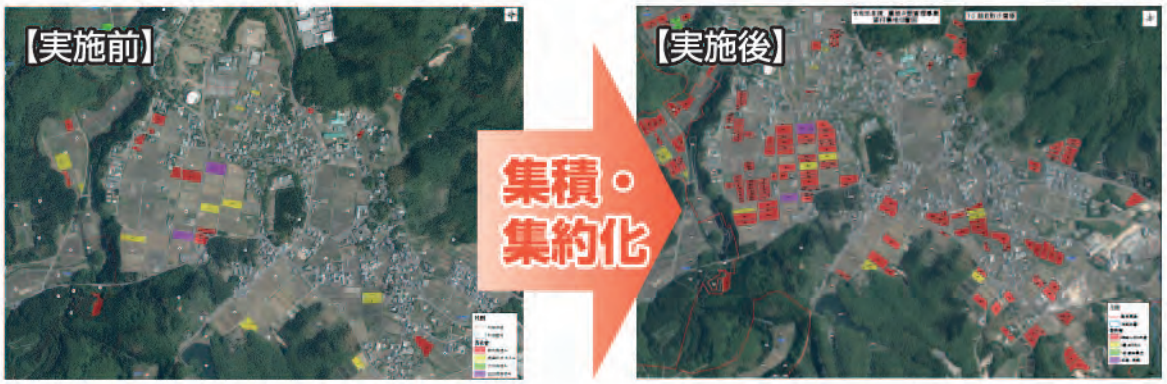

〔担い手利用率：38%(19.2Ha)〕

取組みのポイント

- ○H30.11より関係機関（担い手、県普及部、JA、機構出席）検討会を実施
- ○若手（三十代前半）認定農業者が設立する（H31.1月）株式会社Aに集約化を進め、H30年度に1.7ha、R元年度に16.4haを集積
- ○集約化のメインは農事組合法人Aから株式会社Aへの一本化で、農事組合法人Aはいずれ解散予定
- ○農地中間管理権未設定農地は、地域での話し合いをさらに進め、今後さらに集積・集約化を図る予定

実施事例 XI ［ 集落の話し合いにより隣接の担い手が参入した事例 ］

⑯【永平寺町松岡領家】＜農地面積：17.6ha＞

H27年度　　R元年度

〔担い手利用率：80.7%(14.2Ha)〕

取組みのポイント

- ○この地域は、任意組合が集団による営農経営を行ってきたが、組合員の高齢化に伴い組織を解散することとなった。同時に地域農業について集落で話し合った結果、平成27年からすでに農地中間管理事業を介して借り受けしていた、隣接市の担い手法人に集積・集約化を図った

お問い合わせ先

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。(令和2年12月)

市町名	担当部署	電話番号
福井市	農政企画課	(直)0776-20-5420
敦賀市	農林水産振興課	(直)0770-22-8196
小浜市	農林水産課	(直)0770-64-6022
大野市	農業林業振興課	(直)0779-64-4829
勝山市	農林政策課	(直)0779-88-8106
	農業公社	(直)0779-88-5520
鯖江市	農林政策課	(直)0778-53-2234
	農業公社グリーンさばえ	
あわら市	農林水産課	(直)0776-73-8024
越前市	農政課	(直)0778-22-3009
坂井市	農業振興課	(直)0776-50-3150
	農業振興公社	(直)0776-50-3069
永平寺町	農林課	(直)0776-61-3947
池田町	農村政策課	(直)0778-44-8004
	農業公社	(直)0778-44-7731
南越前町	農林水産課	(直)0778-47-8001
越前町	農林水産課	(直)0778-34-8704
美浜町	産業振興課	(直)0770-32-6706
高浜町	産業振興課	(直)0770-72-7705
おおい町	農林水産課	(直)0770-77-4055
若狭町	農林水産課	(直)0770-45-9102
坂井北部丘陵地営農推進協議会		(直)0776-78-6364
福井県農地中間管理機構 (公益社団法人 ふくい農林水産支援センター 農地管理課) 〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 (福井合同庁舎内4階) ホームページ http://www.fukui-affsc.jp/		(直)0776-21-8313 (FAX)0776-23-0931
嶺南分室 〒917-0297 小浜市遠敷1-101 (若狭合同庁舎内4階)		(直)0770-56-1285 (FAX)0770-56-1285